

郵便局窓口におけるプレミアム付商品券の販売受託について

1 概要

2019年10月に、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、全国の地方公共団体でプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）を販売することから、地方公共団体との関係強化のため、郵便局の窓口においても地方公共団体等からの販売委託を受け、商品券の販売を行う。

2 郵便局での取扱等

郵便局で商品券の受託販売を行うにあたっての取扱等は、以下のとおり。

(1) 販売場所及び販売時間

販売場所は、郵便局における郵便窓口（ゆうゆう窓口は除く）。販売時間は、当該窓口営業時間。

(2) 郵便局での取扱

ア 商品券の受入、在庫管理

イ お客さま来客時の引換券の確認（本人確認）

ウ 商品券の販売（郵便窓口端末への入力）

エ 売上の送金（ゆうちょ銀行口座あて）

オ 販売期間終了後の在庫返納（使用済み引換券の返送を含む）

(3) 郵便局における販売手数料（全国一律）

9月30日以前：1冊58円（税込）

10月1日以降：1冊59円（税込）

3 取扱郵便局等

2019年8月29日現在で郵便局での販売受託契約を締結した地方公共団体及び取扱郵便局一覧は、別紙のとおり。

なお、今後も販売受託契約を締結する地方公共団体等もあることから、当該地方公共団体に係る取扱郵便局等の情報提供は改めて行う。

4 販売方法等の事前研修

8月19日（月）から同月29日（木）までの間、商品券の販売を委託する地方公共団体を受け持つ地方公共団体担当局長及び単独マネジメント局窓口営業部長を中心に、信越郵政研修センターにおいて、商品券の管理、販売方法等に係る集合研修を開催。

今後、当該研修出席者が主軸となり、商品券を取り扱う郵便局（単独マネジメント局においては、自局社員への指導）への指導を展開。

5 販売開始に向けた体制構築

契約を締結した自治体においては、商品券取扱郵便局に対し、支社から契約書等の写しを送付し、適正な商品券の取扱に向けた体制構築を指示。